

騒音事件の対処方法考える「公害・環境問題に関する実務研修会」 「隣家のエアコン室外機騒音で眠れない」

公害・環境特別委員会は2月16日、騒音問題への対処方法を考える研修会「公害・環境問題に関する実務研修会（騒音について）」を開催した。研修会には、NPO法人住環境の騒音・振動・低周波音を考える会騒音部会長の高山洋子氏ならびに同会の金子康江氏を招き、同会の活動内容やご苦労、弁護士への要望等を語っていただいた。

●典型的な相談ではあるが…

騒音に関する苦情・相談は、行政機関の各担当窓口においても、公害・環境特別委員会で実施する法律相談においても、多数の相談が寄せられるいわば「常連」相談の1つである。騒音問題は被害の内容、程度が幅広く、航空機の爆音から犬の鳴き声まで多種多様なものが存在するが、近年においては、「近隣の工場の音がうるさい」「床をフローリングにリフォームしたら、階下の住人にもとに戻して欲しいと言われた」といった「よりよい生活環境」を求める都市生活型の近隣騒音に関する相談が増加していることが特徴である。

しかしながら、相談を受ける弁護士の側では、聞き取りのみでは被害者の訴える「うるささ、不快さ」を実感することが困難であるし、実効性ある解決方法を見いだしたい場合も多く、事件処理に及び腰になりがちである。さらに、どのような機関に測定を依頼すればよいのか、測定結果をどのように分析すればよいのか、どのような和解案がありうるのか等、実務的に必要な情報を収集できないまま事件処理にあたっている場合も少なくない。

そこで、同研修会では、環境基準、騒音規制法、東京都環境確保条例をはじめとする法規制の概要および判例の動向を確認するとともに、委員会所属の弁護士を中心に事前にアンケート調査を実施し、これまで経験した騒音事件での対処方法や結果、あるいはその際の苦労などの経験談を交えて意見交換を行なった。法規制、判例の動向、アンケートに基づく意見交換等は、公害・環境特別委員会委員の中杉喜代司会員と筆者が担当した。

●解決までの道すじとポイント

騒音事件においては、「生活環境を害された」との主観的・感覚的な被害を客観化すること、すなわち測定の実施が重要である。騒音被害が客観的なデータとして表現されれば、交渉や訴訟



騒音・振動に関する法規制と判例の動向について基調報告をする筆者

への利用のみでなく、規制違反の有無を確認でき、違反があれば行政機関による改善勧告、改善命令の発動を促すこともできる。測定の実施にあたっては自治体が無償で貸出を行なう騒音計を利用できるが、紛争になれば測定結果の信用性が争われる可能性も否定できないことから、被害者のみで実施せず自治体の職員その他中立な第三者による測定を行なうべきである。

測定結果を入手したら、環境基準その他の規制との比較検討を行なう。判例における受忍限度論においても、環境基準等の基準は大きな影響力をもつところである。

研修会の終盤で行なわれた意見交換の中では、測定結果に問題がない場合であっても、低周波音による被害である可能性も考慮すべきであるとの意見等が出された。

騒音に関する人の感覚には個人差があるが、騒音に悩まされている人の中には、不眠やストレスによる疾患や、営業妨害を受けるなどの大きな被害を抱えている場合もある。悩みを相談したり、苦情を申し入れても真剣に取り合ってもらえず「気にしすぎ、我慢が足りない」と一蹴されてさらに傷つくこともある。前述NPO法人の高山氏、金子氏による講演は、弁護士が騒音被害に真剣に取り組み、よりよい解決を目指してほしいという切実な言葉で締めくくられた。

（公害・環境特別委員会委員 安井 綾）